

新潟市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

新潟市長 中原ハ一

新潟市規則第29号

新潟市公有財産規則の一部を改正する規則

新潟市公有財産規則（昭和59年新潟市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第39条の2第1項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。